

オーストリア

実案法

BGBI.No.211/1994

2001年改正(BGBI.No.143)

目次

I 総則

- 第1条 対象
- 第2条 除外規定
- 第3条 新規性
- 第4条 効力
- 第5条 先使用者の権利
- 第6条 保護期間
- 第7条 実用新案保護を受ける権利
- 第8条 考案者としての名称表示
- 第9条 複数の実用新案所有者間の関係
- 第10条 移転
- 第11条 質権
- 第12条 消滅

II 出願手続

- 第13条 出願
- 第14条
- 第15条
- 第15a条 分岐
- 第16条 優先権
- 第16a条
- 第16b条
- 第17条
- 第18条 法律の遵守についての審査
- 第19条 調査報告書
- 第20条 出願の任意分割
- 第21条 出願の変更
- 第22条 公告及び登録
- 第23条
- 第24条
- 第25条 実用新案書類
- 第26条 実用新案証
- 第27条 公告及び登録の繰上

III 無効宣言, 権原不存在の宣言及び従属の宣言

- 第28条 無効宣言
- 第29条 権原不存在の宣言
- 第30条 従属の宣言

IV 実用新案登録簿

第 31 条

第 32 条

V 責務及び手続

第 33 条 通則

第 34 条

第 35 条 審判請求

第 36 条 無効部における手続

第 37 条 特許商標最高審判所

第 38 条 ファイルの閲覧

第 39 条 代理人

第 40 条 実用新案公報

VI 実用新案の侵害及び確認申請

第 41 条 実用新案の侵害

第 42 条

第 43 条 情報提供義務

第 44 条 管轄権

第 45 条 確認申請

VII 手数料

第 46 条 出願手数料，公告手数料，割増手数料

第 47 条 年金

第 48 条 手続手数料

第 49 条 手数料の納付方法

第 50 条 印紙税

VIII 特許協力条約に基づく実用新案出願

第 51 条

IX 最終規定

第 52 条

第 52a 条

第 53 条

第 54 条

Ⅰ 総則

第1条 対象

(1) 新規であり(第3条)、進歩性を有し、かつ、産業上利用することのできる考案(invention)は、出願することにより、実用新案としての保護を受けるものとする。

(2) データ処理システムのためのプログラムの基礎となるプログラム・ロジックもまた、(1)の意味における考案とみなす。

(3) 特に、次に掲げるものは、(1)の意味における考案とはみなさない。

1. 発見並びに科学の理論及び数学的方法
2. 審美的創作物
3. 精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動のための計画、規則及び方法、並びにデータ処理システムのためのプログラム
4. 情報の提示

(4) (3)の規定は、同項に掲げた対象又は活動について、それら自体に保護が求められる限りにおいてのみ、実用新案としての保護を排除するものである。

第2条 除外規定

次に掲げるものは、実用新案として保護しない。

1. 考案であって、その公表又は実施が公共の秩序又は善良の風俗に反することになるもの。ただし、考案の実施が法規によって禁止されているという理由のみでは、前記の違反が存在するとはみなさない。
2. 人に対する外科的又は治療的処置のための方法及び人に対する診断の方法。この規定は、前記の方法の何れかにおいて使用される製品、特に物質又は組成物には適用しない。
3. 微生物を含む植物若しくは動物の品種(動物の種族)、又は植物若しくは動物を育成するための本質的に生物学的な方法

第3条 新規性

(1) 考案が技術水準の一部でないときは、その考案は新規であるとみなす。技術水準は、書面若しくは口頭での説明により、実施又はその他の方法により、その出願の優先日前に公衆が利用できるようにされていた全てのものによって構成されているとみなす。

(2) 技術水準には、次に掲げる出願のうち先の優先日を有する出願に係わる原出願書類に含まれている内容であって、後の出願の優先日以後に初めて公開されたものも含まれているとみなす。

1. 本連邦法に基づく実用新案出願
2. 1970年特許法、BGBl.(連邦法律公報)No.259、に基づく特許出願
3. 特許条約導入法、BGBl.No.52/1979、第1条6.の意味における国際出願。ただし、特許条約導入法第16条(2)に規定した要件が満たされていることを条件とする。及び
4. 特許条約導入法第1条4.の意味における欧州特許出願。ただし、欧州特許条約、BGBl.No.350/1979、第79条(2)の要件、又は欧州特許出願が国際出願を基にして行われている場合は、欧州特許条約第158条(2)の要件が満たされていることを条件とする。

考案が、当該技術の熟練者にとって、技術水準に鑑みて自明なものであるか否かという問題を判断するときは、先の優先日を有するこれらの出願は考慮に入れない。

(3) 技術水準に属している物質又は組成物について保護を受ける可能性は、それらが第 2 条 2.において言及した方法又は動物を対象とする同種の方法において使用することが予定されており、これらの方法におけるその使用が技術水準に属していない場合は、(1)の規定によって排除されない。

(4) (1)の規定の適用上、考案の開示は、それが出願日前 6 月以内に行われ、かつ、直接又は間接に次の何れかに起因している場合は、考慮に入れないものとする。

1. 出願人又はその法律上の前権利者、又は
2. 出願人又はその法律上の前権利者にとって不利となる明白な濫用

第 4 条 効力

(1) 実用新案は実用新案所有者に対し、他人がその考案の対象を業として生産し、流通させ、販売の申出を行い、又は実施することを排除する権利を与える。方法についての実用新案の場合は、その効力は当該方法を使用して直接に製造された製品にも及ぶものとする。

(2) 実用新案によって与えられる保護の範囲は、有効なクレームの内容によって決定する。明細書及び図面は、クレームを解釈するために使用する。それに関しては、「欧州特許条約第 69 条の解釈に関する議定書」、BGBl.No.350/1979、を準用する。

(3) 実用新案の効力は、交通上の使用の過程において、一時的にのみオーストリア領域に入る車両及びその付属物には及ばないものとする。

第 5 条 先使用者の権利

(1) 実用新案の効力は、その優先日前に既にオーストリアにおいて、当該考案を善意で実施していた者又は実施のための準備を行っていた者(先使用者)には及ばないものとする。

(2) 先使用者は、自己の事業の必要のために、自己又は他人の工場において当該考案を実施することができる。

(3) 当該権利は、その事業と共にする場合に限り、相続し又は移転させることができる。

(4) 先使用者は、自己の権利を書面によって承認するよう実用新案所有者に請求することができる。先使用者からの要求があったときは、当該権利の承認を実用新案登録簿に登録する。

(5) 当該承認が拒絶された場合は、特許庁は、要求があれば当該事項について決定するものとし、また、当該権利を実用新案登録簿に登録するよう命じることができる。

第 6 条 保護期間

実用新案の保護期間は、実用新案の公告(第 23 条)の日から開始し、実用新案の出願がされた月の末日から 10 年以内に終了する。

第 7 条 実用新案保護を受ける権利

(1) 考案者及びその権原の承継人は、実用新案保護を受ける権利を有する。

(2) 1970 年特許法、BGBl.No.259、第 6 条から第 17 条まで及び第 19 条の規定を準用する。

第 8 条 考案者としての名称表示

(1) 考案者は、庁の公告、実用新案登録簿、実用新案書類、実用新案証及び特許庁が交付する優先権書類に、考案者として名称表示を受ける権利を有する。

- (2) 当該権利は移転又は相続することができない。当該権利の放棄は、法的効果を有さない。
- (3) 考案者としての名称表示の請求は、考案者、出願人又は実用新案所有者が行うことができる。複数の者が請求する権利を有している場合は、それらの者全員が共同して請求する場合を除き、請求人は他の権利者による同意の証拠を提出しなければならない。既に考案者として名称表示されている者以外の者が、名称表示されている者に追加して又は当該者に代わって、考案者として名称表示されることになる場合は、既に考案者として名称表示されている者による同意の証拠も提出しなければならない。
- (4) 出願人、実用新案所有者又は考案者として既に名称表示されている者が同意を拒否した場合は、特許庁は、請求があれば考案者として名称表示を受ける権利について決定する。考案者は、当該請求を認める特許庁の確定決定に基づき、(1)の規定による名称表示を受けるものとする。

第9条 複数の実用新案所有者間の関係

複数の実用新案所有者間の法律関係は、民法の定めるところによる。考案の実施を第三者に許諾する権利は、不確かなときは、実用新案所有者全員が連帯してのみ行使しなければならない。ただし、侵害についての訴訟は、個々の所有者が提起することができる。

第10条 移転

- (1) 実用新案出願から生じる権利及び実用新案は、その全体又は観念上の持分において移転させることができる。
- (2) 当該権利は、国へは帰属しない(オーストリア民法典第760条)。

第11条 質権

実用新案は、質権の対象とすることができる。

第12条 消滅

- (1) 実用新案は、次の場合に消滅する。
1. 最長の存続期間が完了したとき
 2. 年金を期限内に納付しなかったとき
 3. 実用新案所有者がその実用新案を放棄したとき
- (2) 放棄が実用新案の一部のみに関するものである(減縮)ときは、実用新案は、それ以外の部分に関して引き続き効力を有するものとする。この場合、特許庁は、残存部分が依然として本法の規定を満たしているか否か、及び当該減縮が許容され得るものか否かについては、審査を行わない。
- (3) 消滅の効力発生日は、(1)1.の事情においては最長存続期間の完了の翌日、(1)2.の事情においては最終有効年度満了の翌日、(1)3.の事情においては権利放棄についての特許庁に対する届出の翌日とする。

II 出願手続

第13条 出願

- (1) 実用新案を取得するための考案についての出願は、特許庁に対して書面でしなければならない。出願書類が特許庁に到着した日を出願日とみなす。
- (2) 出願書類は、その考案を、当該技術に熟練した者が実施することができる程度に明確かつ完全な方法で開示していなければならない。
- (3) 出願は、1の考案又は単一の一般的考案概念を形成するように関連付けられている1群の考案のみを対象としなければならない。

第14条

- (1) 出願書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 1. 出願人及び代理人を選任しているときは代理人の名称及び住所又は居所
 2. 実用新案の登録を求める旨の申立
 3. 考案についての簡潔かつ適切な明示(名称)
 4. 考案についての説明(明細書)
 5. 1又は2以上のクレーム((2))
 6. 考案を理解するために必要な図面
 7. 要約((3))
- (2) クレームにおいては、保護を求める対象を明確なかつ識別できる方法で定義しなければならない。クレームは、明細書によって裏付けなければならない。
- (3) 要約には、出願に含まれている開示についての簡潔な概要を記載しなければならない。要約は単に技術情報を提供するためのものであり、それ以外の目的、特に保護範囲の解釈の目的では、考慮することができない。
- (4) 出願書類のうち、(1)4.から7.までの各号に掲げたものは2部提出しなければならない。それらの書類は英語又はフランス語で作成することもできる。出願書類の一部が英語又はフランス語で作成されている場合は、ドイツ語翻訳文を出願日から3月以内に提出しなければならない。出願手続は、翻訳文に基づいて行う。出願手続においては、翻訳文の正確性は審査しない。翻訳文が所定の期限内に提出されなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

第15条

出願書類の様式及び内容については、その詳細を命令によって定める。その場合には、可能な限りの便宜性及び簡潔性、並びに実用新案書類を発行する上での要件を考慮する。

第15a条 分岐

- (1) オーストリア共和国に対する効力を伴って出願され又は付与された特許についての出願人又は所有者は、出願手続の全期間中及び次の期間が満了するまでは、同一の発明について実用新案の出願をし、特許出願の出願日を実用新案の出願日とするよう請求する権利を有する(分岐宣言)。
 1. 特許出願が取り下げられたとみなされてから2月、又は
 2. 特許出願を拒絶する旨の決定が確定してから2月、又は

3. 1970年特許法第107条の規定に従って、特許が付与されたときから2月、又は
4. 異議申立が行われず、欧州特許の付与についての決定が確定してから11月、又は
5. 所定の期間内に行われた異議申立についての決定が確定してから2月

特許出願に関して主張された優先権は、実用新案に関して保存されるものとする。

(2) 分岐宣言書は、実用新案出願を特許庁が受領してから2月以内に提出しなければならない。そのときには、特許出願の出願日及び出願番号を表示し、また、最初に提出した特許出願書類の謄本を提出しなければならない。特許出願書類をドイツ語で提出していなかった場合は、ドイツ語翻訳文を提出しなければならない。

(3) 出願人には、欠陥を修正するために2月の期間を与えるものとするが、当該期間については延長を受けることができる。欠陥が指定期間内に修正されなかったときは、分岐宣言は取り下げられたものとみなす。

第16条 優先権

(1) 出願人は、正規に行った実用新案出願の日をもって、優先権を取得する。

(2) 出願対象の一部についての個別の優先権(部分優先権)は、第16a条若しくは第16b条の規定又は国際協定に基づいて行う場合に限り、主張することができる。当該部分優先権は、出願対象の中の1の特徴に関する優先権が出願書類の特許庁への到着日によって定まる場合にも認められる。1のクレームについて、複数の優先権を主張することもできる。

(3) 優先権の主張を伴う出願の出願手数料は、1件当たりの手数料金額に、その出願について主張する全ての優先権の数により乗じた金額とする。その全額の納付が所定の納付期限内(第49条)に正規に証明されなかったときは、出願の優先権はその出願書類の特許庁による受領の日((1))をもって決定するものとし、全額に満たない納付済金額の内、1件当たりの出願手数料金額を超える部分を返還する。

第16a条

出願人は、先の特許出願又は実用新案出願を特許庁に対して行った日から12月の間は、後の実用新案出願が同一発明に関するものであるときは、先の特許出願又は実用新案出願の優先権を有するものとする(国内優先権)。当該優先権の要件及び効果は、産業財産の保護に関するパリ条約、BGBl.No.399/1973、第4条に対応するものとする。

第16b条

出願人は、先の特許出願又は実用新案出願を、優先権の承認に関する国際協定の適用範囲内にはない出願取扱当局に対して行った日から12月の間は、後の実用新案出願が同一発明に関するものであるときは、先の特許出願又は実用新案出願の優先権を有するものとするが、ただし、連邦経済大臣により、当該出願取扱当局との間の適切な相互主義が連邦法律官報における公告によって確認されていることを条件とする。当該優先権の要件及び効果は、産業財産の保護に関するパリ条約、BGBl.No.399/1973、第4条によるものと同様とする。

第17条

(1) 第16a条若しくは第16b条の規定又は国際協定に基づいて認められる優先権は、明示して主張しなければならない。その際には、優先権主張の基礎とする出願の出願日及び出願国

を示し(優先権の申立),並びに当該出願の出願番号を記載しなければならない。

(2) 優先権申立書は,出願書類が特許庁に到着した日から2月以内に特許庁に提出しなければならない。当該期間内においては,優先権申立についての補正をすることができる。補正をするときは,出願手数料(第46条(1))の半額に相当する手数料を納付しなければならない。部分優先権(第16条(2))の場合は,その手数料は補正を求める優先権の数に応じて乗じた金額とする。

(3) 実用新案の維持が優先権主張の正当性に依存している場合は,当該優先権を証明しなければならない。特許庁及び特許商標最高審判所に対する手続において当該証明のために必要とされる証拠(優先権書類)及びその提出時期については,命令をもって定めるものとする。

(4) 優先権の申立を所定の期間内に行わなかった場合,優先権書類を所定の期間内に提出しなかった場合,又は,特許庁から要求があったときに,優先権主張の基礎とする出願の出願番号を指定された期間内に通知しなかった場合は,優先権はオーストリアにおける出願日によって決定するものとする。

第18条 法律の遵守についての審査

(1) 特許庁は個々の出願について,法律を遵守しているか否かを審査する。ただし,出願手続には,新規性,進歩性及び産業上の利用可能性,並びに出願人が実用新案による保護を受ける権利を有しているか否かについての審査は含めない。実用新案を公告すること及び登録することについて異論がない場合は,第19条の規定による調査報告書を作成する。

(2) 法律の遵守についての審査の結果,実用新案を公告すること及び登録することについて異論があることが明らかになったときは,出願人は,2月以内に意見書を提出するよう求められるものとする。指定期間の満了時に公告及び登録を承認することができないと認定した場合は,その出願を拒絶する。

(3) クレームが単一性の要件を満たしていないという事実のために,(2)の規定による異論が存在する場合は,出願人は,単一性の要件(第13条(3))を充足し,かつ,維持する全てのクレームについて,単一性の要件を満たした新たな書類2部を,(2)に定めた期間内に提出するよう求められる。出願人が当該の求めに応じなかったときは,その出願を全面的に拒絶する。

(4) (2)に定めた期間内において,元の出願((3))に含まれていたが,手続が続行されなくなった部分に関して別出願がなされ,かつ,もとの出願が特許庁に提出された日をその出願の出願日とするよう主張されたときは,前記の日を当該別出願の出願日とみなす。

(5) 補正後の出願書類が提出されたときは,その出願手続においては,当該補正が最初の書類による出願内容を超えているか否かは審査しない。

第19条 調査報告書

(1) 実用新案を公告すること及び登録することについて異論がない場合は,特許庁は調査報告書を作成する。報告書には,その作成時点までに特許庁が見出した,新規性及び進歩性を評価する上で考慮することができる文献名を記載する。

(2) 調査報告は,クレームを基礎とする。第4条(2)第2文及び第3文の規定を準用する。調査報告書は,可能な限り,出願日から6月以内に作成するものとする。

(3) 出願人が公告及び登録の繰上を申請した場合(第27条)を除き,調査報告書は,当該報告書の送達後2月以内に公告手数料(第46条(2))を納付し,かつ,その納付を正規に証明(第

49 条)すべき旨の要求を付し，出願人に送達する。正当な理由に基づく申請がなされた場合は，前記の期限は 1 回に限り，2 月の延長を受けることができる。

(4) 出願人は，(3)に定めた期間内に，維持する全てのクレームに関する新たな書類 2 部を提出することにより，クレームの補正をすることができる。ただし，この場合，調査報告書の補完又は補正は行わない。また，補正後のクレームが単一性の要件(第 13 条(3))を満たしているか否かについての審査は行わない。第 18 条(5)の規定を適用する。

(5) 公告手数料を期限内に納付したことを正規に証明しなかった場合((3))，又は補正したクレームに欠陥があった場合は((4))，出願人に対し，1 月の期間を指定して欠陥の修正を求める。欠陥を当該期間内に修正しなかった場合は，出願を拒絶する。

第 20 条 出願の任意分割

出願人は，第 19 条(3)に定めた期間が満了するまでは，その出願を任意に分割することができる。分割する場合は，元の出願書類に加え，維持する全てのクレームに関する新たな書類 2 部を提出しなければならない。元の出願の分割と同時に，元の出願に含まれていたが，手続が続行されなくなった部分に関する別途の出願が行われ，かつ，その際，元の出願の特許庁への提出日を新たな出願の出願日とするよう主張された場合は，前者を別途出願の出願日とみなす。

第 21 条 出願の変更

出願人は 第 19 条(3)に定めた期間が満了するまでは，その出願を 1970 年特許法 BGBl.No.259，の意味における特許出願に変更する申請をすることができる。当該特許出願に関しては，実用新案出願が特許庁に提出された日をその出願日とみなす。

第 22 条 公告及び登録

出願が第 18 条及び第 19 条に定められた要件を満たしている場合は，それに係わる実用新案を実用新案公報(第 23 条)に公告すること，及び実用新案登録簿(第 24 条)に登録することを命じるものとする。

第 23 条

実用新案の公告は，第 24 条に定める事項を実用新案公報(第 40 条)に公布することによって行う。

第 24 条

登録は公告(第 23 条)と同時に行うものとし，その際，次に掲げる事項を特許庁が管理する実用新案登録簿(第 31 条)に記載する。

1. 登録番号
2. 出願日及び，優先権が主張されている場合は，優先日
3. 保護期間の始期(第 6 条)
4. 考案の名称
5. 実用新案所有者及び代理人が選任されている場合は代理人の登録されている事務所又は居所

6. 必要な場合には、考案者の名称及び居所

第 25 条 実用新案書類

(1) 特許庁は、登録した実用新案について実用新案書類を発行する。実用新案書類には特に、次に掲げるものを含めるものとする。

1. 第 24 条に記載した事項
2. 明細書、クレーム、図面及び要約の書類であって、実用新案に係わる公告及び登録の決定(第 22 条及び第 27 条(2))の基礎とされたもの
3. 調査報告書。ただし、第 27 条(3)の規定に従い、調査報告書が別途発行される場合を除く。

(2) 公的機関は、請求することにより、その請求を行ったとき以降に発行される実用新案書類及び別途発行される調査報告書の写し各 1 部を、それらが公衆の閲覧に供されるようになったときに無償で取得することができる。

第 26 条 実用新案証

特許庁は、実用新案所有者に対して実用新案証を交付する。実用新案証は、実用新案登録の確認書及び実用新案書類の副本をもって構成される。

第 27 条 公告及び登録の繰上

(1) 出願人は、調査報告書の完成日には拘りなく、実用新案についての即時の公告及び登録を申請することができる。当該申請は、調査報告書の送達の前日まで行うことができる。申請と同時に、公告手数料(第 46 条(2))並びに公告及び登録の繰上のための割増手数料(第 46 条(3))の納付を正規に証明しなければならない(第 49 条)。証明しなかったときは、申請は行われなかったものとみなす。

(2) 法律の遵守についての審査(第 18 条)に基づき、公告及び登録についての異論が存在しない場合は、直ちに実用新案公報(第 23 条)における実用新案の公告及び実用新案登録簿(第 24 条)への登録を命じるものとする。

(3) 実用新案の公告及び登録の時までに調査報告書が完成しない場合は、調査報告書は実用新案書類には含めず、別途発行するものとする。調査報告書は、実用新案所有者に送付する。

III 無効宣言，権原不存在の宣言及び従属の宣言

第 28 条 無効宣言

(1) 次に掲げる事情があるときは，何人も実用新案についての無効宣言を申請することができる。

1. 実用新案が第 1 条から第 3 条までに規定した要件を満たしていないこと
2. 第 22 条又は第 27 条(2)の規定による命令の基礎とされたクレーム，明細書及び図面が，その考案を当該技術に熟練した者が実行できる程度に明確かつ完全には開示していないこと
3. 実用新案の内容が，最初に提出され，出願日を決定することになった書類における出願内容を超えていること

(2) 無効理由が一部のみに該当するときは，実用新案の一部無効を宣言する。

(3) 無効についての確定宣言がなされた場合は，第 4 条に規定した実用新案の効力は，無効が宣言された範囲において，始めから生じなかったものとみなす。実用新案の対象が第 3 条(2)の規定のために保護を受けることができない場合は，後の優先日を有する実用新案の所有者が適法に許諾し，第三者が善意で取得したライセンス権であって，実用新案登録簿に 1 年間登録されており，かつ，法的根拠を有する係争の注記(第 32 条(3))の対象となっていないものは，前記の遡及効果の影響を受けないものとする。ただし，これにより，後の優先日を有する実用新案所有者に対する補償請求権が排除されるものではない。

第 29 条 権原不存在の宣言

(1) 次に掲げる主張の何れかを行う者は，実用新案所有者を対象として，実用新案についての権原の不存在を宣言し，その実用新案を申請人に移転するよう申請することができる。移転の申請がされなかった場合は，当該実用新案は，権原不存在を宣言する決定が確定した日に消滅する。

1. 実用新案所有者ではなく，申請人が実用新案保護を受ける権利を有していること(第 7 条)
2. 実用新案の主要部分が，申請人の説明，図面，ひな形，器具若しくは装置又は申請人が使用した方法から窃取されたものであること

(2) 権原不存在の宣言の理由((1))が，実用新案の一部のみに該当するときは，実用新案所有者に対して実用新案の一部のみについて権原不存在を宣言するか，又は実用新案の一部のみを移転するものとする。

(3) 善意の実用新案所有者に対する請求権は，その実用新案が実用新案登録簿に登録された日から 3 年をもって時効により禁止される。

(4) 権原不存在の宣言から生じる当事者間の補償請求及び返還請求は民法に準拠して決定されるものとし，民事訴訟の対象とすることができる。

(5) (1)の規定による移転の場合，先の実用新案所有者が適法に許諾し，第三者が善意で取得したライセンス権であって，実用新案登録簿に少なくとも 1 年間登録されていたものは，法的根拠を有する紛争の注記(第 32 条(3))に該当していないことを条件として，新たな実用新案所有者との間で維持されるが，ただし，実用新案の前所有者に対する補償請求権は損なわれない。

第 30 条 従属の宣言

先の優先日を有する実用新案又は先の優先日を有する特許の所有者は，ある実用新案を業と

して実施することには、実用新案又は特許として保護されている当該の者の発明・考案の全
面的又は部分的な利用が含まれる旨の決定を求める申請をすることができる。

IV 実用新案登録簿

第 31 条

- (1) 実用新案登録簿には、第 24 条に掲げた事項の他、実用新案保護の消滅、無効宣言、権利不存在の宣言、従属の宣言、考案者としての名称表示、及び実用新案の移転、実用新案に関する質権その他の物権、ライセンス、雇用者の実施の権利、先使用者の権利、権利の回復、確認申請についての決定、紛争に関する注記、並びに 1970 年特許法、BGBl.No.259、第 156 条(2)の規定を準用する第 41 条の規定に基づいて送付された判決についての表示も登録する。
- (2) 何人も実用新案登録簿を閲覧することができる。請求することにより、実用新案登録簿の認証抄本の交付を受けることができる。

第 32 条

- (1) 実用新案に関する物権、及び移転(第 10 条)の場合における実用新案それ自体は、実用新案登録簿に登録することによって取得される。
- (2) 登録申請書には、登録の基礎となる書類の原本又は正規に認証された謄本を添付しなければならない。公文書以外の書類には、権利執行人の正規に認証された署名を付さなければならない。
- (3) 実用新案に関する法的紛争については、請求があったときに、それを実用新案登録簿に登録する(紛争に関する注記)。
- (4) 前記以外に、1970 年特許法、BGBl.No.259、第 43 条(2)、(3)、(4)、(5)及び(7)(特許登録簿への登録)、第 44 条(債務)及び第 45 条(2)(紛争に関する注記)を準用する。
- (5) (2)の規定、並びに 1970 年特許法、BGBl.No.259、第 43 条(5)及び(7)の規定を、実用新案出願から生じる権利の移転に準用する。

V 責務及び手続

第 33 条 通則

(1) 本法に別段の定めがある場合を除き，特許庁は実用新案保護に関する事項について，決定その他の処理を責務とする。特許庁においては，

1. 技術部は，出願手続，調査報告書の作成及び実用新案放棄の確認を責務とする。
2. 法律部は，実用新案出願から生じる権利の移転に，当該権利に関するそれ以外の形態での処分に，登録された実用新案(調査報告書の作成及び実用新案放棄の確認を除く。)に又は権利の回復を求める申請に関する事項の手続を，それが審判部及び無効部の管轄に属していない範囲において，責務とする。
3. 審判部は，審判請求手続を責務とする。
4. 無効部は，無効宣言，権原不存在の宣言，従属の宣言，考案者としての名称表示，先使用者の権利の承認及び確認申請手続を責務とする。
5. 長官室は，長官のために留保されている事項及び他の部の管轄に属さない事項の処理を責務とする。

(2) 前記以外には，1970年特許法，BGBl.No.259，第51条から第56条まで，第57条(2)，第57b条から第59条まで，第60条(1)，(2)，(4)及び(5)，第61条，第64条，第66条から第69条まで，第76条(1)，(4)及び(5)，第77条から第79条まで，第82条から第86条まで，第126条から第137条までの規定を準用する。

第 34 条

- (1) 技術部の権限内での決定及び命令は，担当の技術職構成員(審査官)の責務である。
- (2) 法律部の決定及び命令には，1970年特許法，BGBl.No.259，第62条(2)の規定を準用する。
- (3) 審査官が，第2条の規定に基づいて実用新案の保護適格性又は秩序規律違反罰に関する決定をするときは，(1)の規定による決定を行う前に，法律職構成員の意見を聴取しなければならない。

第 35 条 審判請求

- (1) 技術部及び法律部の決定に関しては，審判請求をすることができる。審判請求書には理由を付した審判請求の申立を記載しなければならない。また，当該請求書は，決定書が送達された日から2月以内に特許庁に提出しなければならない。
- (2) 期限内に提出された審判請求は，停止効果を有する。前記の期限後に到着した審判請求は，第1審の管轄部が却下する。容認できない審判請求並びに法定要件を満たしていない審判請求は，審判部が，更に手続を進めることなく却下する。ただし，様式上の欠陥の場合は，審判請求人が欠陥の修正要求に従わなかったときに限り却下する。
- (3) 審判部は，合議体によって審理し，かつ，決定するものとし，その構成は次の通りとする。
 1. 技術部の決定に関する審判請求の場合は，技術職構成員3名及び法律職構成員1名，及び
 2. 法律部の決定に関する審判請求の場合は，構成員3名，そのうち2名は法律職構成員とする。
- (4) 法律部の決定に関する審判請求に関して決定を行う場合は，審判部の議長は法律職構成員とする。

- (5) 審判部の中間決定のためには、3名の構成員の出席で足りるものとする。
- (6) 審判部の決定に関する上訴又は行政裁判所への提訴は認めない。ただし、担当官の予備的命令及び中間決定については、審判部自体にその変更を申請することができる。
- (7) 1970年特許法、BGBl.No.259、第71条(2)及び(4)並びに第72条及び第73条の規定を準用する。

第36条 無効部における手続

- (1) 無効部は、(3)の規定に従うことを条件として、第33条(1)4.に掲げた申立及び申請に関し、法律職構成員2名及び技術職構成員3名をもって構成する合議体により、1970年特許法、BGBl.No.259、第112条から第125条までの規定を準用して審理を行う。
- (2) 無効部の議長は法律職構成員とする。無効部の中間決定のためには、3名の構成員の出席で足りるものとする。
- (3) 実用新案についての無効宣言を求める申請(第28条)に対して、実用新案所有者が1970年特許法、BGBl.No.259、第115条(2)に関連する前記(1)の規定に基づいて認められた期間内に答弁書を提出しなかった場合は、無効部は請求されている範囲で、その実用新案の無効を宣言する。

第37条 特許商標最高審判所

- (1) 無効部の最終決定に対しては、特許商標最高審判所に上訴することができる。上訴は、無効部の最終決定書が送達された日から2月以内に、書面により特許庁に提出しなければならない。上訴状には、理由を付して上訴の申立を記載しなければならない。
- (2) 指定期間内に行われた上訴は、停止効果を有する。所定の期間後に行われた上訴又は理由を付した申立を記載していないか若しくは無効部によって指定された期間内に訂正されなかった上訴は、無効部が却下する。
- (3) 無効部の予備的命令及び中間決定に対しては別途に上訴することができないが、無効部自体にその変更を申請することができる。前記の事項については、それが最終決定に影響を及ぼしている場合に限り、特許商標最高審判所に上訴することができる。
- (4) 1970年特許法、BGBl.No.259、第74条、第75条、第138条(4)、第139条(1)、(2)、(4)及び(5)、並びに第140条から第145条までの規定を準用する。

第38条 ファイルの閲覧

- (1) 手続の当事者は、その手続に関するファイルを閲覧する権利を有する。
- (2) 何人も、公告された実用新案(第23条)に係わるファイルを閲覧することができる。
- (3) 第三者は、出願人の同意を得ない限り、未公告の実用新案に係わるファイルを閲覧することができない。出願人がその実用新案出願に基づく権利を行使している相手方の場合は、出願人の同意は要求されないものとする。別途の出願を基礎とする実用新案が公告された後は、何人も出願人の同意を得ることなく、先の出願に関するファイルを閲覧することができる。
- (4) ファイル閲覧の権利は、その副本を作成する権利も含む。副本には、請求することによって、特許庁の認証を得ることができる。
- (5) 何人も次に掲げる事項に関し、情報及び特許庁の証明を得ることができる。実用新案出

願に係わる出願日，名称，出願人及び(もしあれば)代理人の名称，出願番号，該当する特許分類，主張されている優先権，優先権の基礎とされている出願の出願番号，該当する場合は名称を表示されている考案者，出願が係属しているか否か，並びに出願に基づく権利が移転されているか否か及びその移転先。

(6) 審理議事録及びファイルのうち専ら内部業務処理に係わる部分は，公衆の閲覧に供さない。ファイル一部が営業秘密若しくは企業秘密に触れているか，又はそれ以外に考慮すべき理由がある場合は，請求により，ファイルのうち情報として公衆の閲覧のために公開することを必要としない部分も，閲覧対象外とすることができる。

第 39 条 代理人

(1) 実用新案保護に関する事項について，特許庁又は特許商標最高審判所に対して代理人として行動する者は，オーストリアに住所又は営業所を有していなければならない。ただし，弁護士，特許弁護士及び公証人に対しては，その職業に関する法律及び規則を適用する。代理人は委任状正本又はその真正認証謄本を提出することにより，自己の授権を証明しなければならない。委任状は，個々の実用新案出願について個別に提出しなければならない。代理人が，公告された他の実用新案に関して権限を与えられている場合においても同様とする。複数の者に対し 1 通の委任が発行されている場合は，各人が単独で代理人として行動することができる。

(2) 弁護士，特許弁護士又は公証人が代理人として行動するときは，現実に書証を提出することなく，自己の授権に言及することができる。ただし，実用新案を移転する授権は，如何なる場合にも，正規に認証された委任状によって証明しなければならない。

(3) 代理人が，委任状なしに又は(2)の場合において，代理人に対して行われた授権に言及することなしに，手続をした場合は，代理人が行った手続上の行為は，所定の適正な期間内に，代理人が正規の委任状を提出し又は代理人に与えられた授権に言及した場合に限り有効とする。

(4) オーストリアに住所及び営業所の何れも有していない者は，弁護士，特許弁護士又は公証人によって代表されている場合に限り，本法に基づく権利を特許庁及び特許商標最高審判所に対して主張することができる。この規定は，特許庁の顧客及び情報サービスの利用については適用しない。

(5) 実用新案に係わる事項については，代理人のオーストリアにおける住所又は営業所の所在地を，及びオーストリアにおける住所又は営業所を有する代理人がない場合は，特許庁の所在地を，オーストリアにおいて住所及び営業所の何れも有していない実用新案所有者の住所又は営業所の所在地とみなす。

(6) 弁護士，特許弁護士又は公証人に付与される，特許庁に対して代理人として行為することの授権は，法律により，それらの者に特許庁及び特許商標最高審判所に対して本法に基づく全ての権利を行使すること，特に，実用新案出願をすること，出願を減縮すること又は取り下げること，実用新案を放棄すること，無効部によって処理される申請又は審判請求を行うこと及び取り下げること，和解をすること，あらゆる種類の書類の送達を受けること，並びに特許庁の手数料及び相手当事者からの手続費用及び代理費用の支払を受領すること，並びに復代理人を選任することの権限を与えるものとする。

(7) (6)の規定による授権は，特定の権利及び特定の手続における代理行為に限定することが

できる。ただし、その授權は、本人の死亡又は本人の法的能力の変更によっては消滅することがない。

(8) 弁護士、特許弁護士又は公証人以外の代理人が、付与されている特許の全部又は一部について権利放棄をする権限も保有することになるときは、当該代理人はその旨を明示した授權を受けなければならない。

第 40 条 実用新案公報

特許庁は定期的に、実用新案公報を発行するものとし、それには特に、第 23 条の規定による公布、実用新案保護の終了、一部放棄、実用新案所有者である企業又は個人の名称変更に関する公告、並びに 1970 年特許法、BGBl.No.259、第 128 条及び第 133 条(2)を準用する本法第 33 条(2)の規定に従って行う公告を掲載する。

VI 実用新案の侵害及び確認申請

第 41 条 実用新案の侵害

自己の実用新案(第 4 条)を侵害された者は、差止、除去、判決の公告、相当の補償、損害賠償、実現した利益の返還及び計算書の作成を要求する権利を有する。そのような侵害が生じることを懸念する者も、差止を要求することができる。1970 年特許法, BGBl. No. 259, 第 147 条から第 157 条まで及び第 164 条の規定を準用する。

第 42 条

(1) 実用新案を侵害した者は、裁判所により罰金計算上の日割額の 360 倍以下の罰金刑を科せられる。

(2) 企業の所有者又は経営者であって、その従業者又は代理が企業の業務遂行中に実用新案を侵害するのを防止しなかった者に対しても、前項と同一の刑罰が科せられる。企業所有者が法人である場合は、この規定を侵害行為を防止しなかった企業体に適用する。企業は、企業体に科せられた罰金について有罪判決を受けた者と連帯して責任を負うものとする。

(3) 訴追は、被侵害者からの請求があった場合に限り行うものとする。

(4) 刑事手続については、1970 年特許法, BGBl. 259, 第 160 条, 第 161 条及び第 164 条の規定を準用する。

第 43 条 情報提供義務

物品について、それが実用新案による保護を受けているとの印象を与える表示をした者は、請求を受けたとき、その表示の根拠とする実用新案に関する情報を提供しなければならない。

第 44 条 管轄権

(1) 本法に基づく訴訟及び差止命令については、ウィーン商事裁判所が専属管轄権を有する。合議体(管轄規則第 7 条(2)第 1 文, 第 8 条(2))が、係争事案の金額に拘りなく、決定を行う。同じ規定を差止命令に適用する。

(2) 本法に基づく刑事事件に関する管轄権は、ウィーン地方刑事裁判所に属する。

第 45 条 確認申請

(1) 業として物品を製造し、流通させ、販売の申出をし、若しくは使用し、業として方法を利用し、又はそれらの準備をしている者は、特許庁に対し、実用新案又は排他的ライセンスの所有者を相手として、当該の物品又は方法が、全体においても、一部においても、当該実用新案によって保護されていない旨を確認する宣言を求める申請をすることができる。

(2) 実用新案又は排他的ライセンスの所有者は、特許庁に対し、業として物品を製造し、流通させ、販売の申出をし若しくは使用し、業として方法を利用し、又はそれらの準備をしている者を相手として、当該の物品又は方法の全体又は一部が当該実用新案によって保護されている旨を確認する宣言を求める申請をすることができる。

(3) (1)及び(2)の規定に基づく申請は、申請の相手方が、当該確認申請が提出される前に同一当事者間で提起された、同一の実用新案及び同一の物品又は方法に関する侵害訴訟が今なお係属していること又は最終的に終結していることを証明したときは、却下される。

(4) 確認申請は、1 の実用新案のみを対象とすることができる。申請書には、対象とする物品

又は方法についての正確かつ明瞭な説明書，及び必要な場合は，その図面 4 部を添付しなければならない。最終決定書には，当該の説明書の写し，及び図面がある場合は，図面の写し各 1 部を添付するものとする。

(5) 確認手続の対象である実用新案の保護範囲を判定するときは，特許庁は，出願ファイルの内容及び双方の当事者によって証明された先行技術を考慮するものとする。

(6) 手続費用は，申請の相手方の行為がその申請の原因になっておらず，かつ，相手方が指定された答弁期間内にその主張を認めたときは，申請人の負担とする。

(7) その他の点に関しては，無効部での手続に関する規定(第 36 条)を確認手続に適用する。

VII 手数料

第 46 条 出願手数料，公告手数料，割増手数料

- (1) 実用新案の出願をするときは，50 ユーロの出願手数料を納付しなければならない。出願手数料は，返還しない。
- (2) 実用新案の公告については，72 ユーロの公告手数料を納付しなければならない。
- (3) 実用新案の公告及び登録を繰り上げるためには(第 27 条)，50 ユーロの割増手数料を納付しなければならない。

第 47 条 年金

- (1) 個々の実用新案に関し，出願日が属する月の最終日から計算した第 2 年度及びその後の各年度について，年金を納付しなければならない。実用新案の公告及び登録が，出願が属する月の最終日から計算した初年度が終了した後で行われた場合は，年金は，公告及び登録より後にある年度についてのみ納付するものとする。

- (2) 年金額は次の通りとする。

第 2 年度	43 ユーロ
第 3 年度	65 ユーロ
第 4 年度	87 ユーロ
第 5 年度	109 ユーロ
第 6 年度	130 ユーロ
第 7 年度	152 ユーロ
第 8 年度	174 ユーロ
第 9 年度	196 ユーロ
第 10 年度	218 ユーロ

- (3) 年金は，翌年度に関し，出願日が属する月と同じ名称を有する月の末日をその納付期日とする。年金の納付は，最も早い場合，納付期日の 3 月前に行うことができる。年金の納付は，遅くとも納付期日後 6 月以内に行わなければならない。納付を納付期日後に行う場合は，年金の他に，年金額の 20%に相当する割増手数料も納付しなければならない。ただし，特許庁に納付すべき最初の年金については，割増手数料を課さないものとする。

- (4) 第 5 年度までの年金を含む年金を年ごとに納付する代わりに，261 ユーロを一括納付することができる。当該手数料の納付期日及び納付期限は，特許庁に最初に納付する年金に適用する規定((1)及び(3))に対応するものとする。納付期日後に納付する場合，割増手数料の納付を必要としない。

- (5) 第 6 年度から第 10 年度までの年金を年ごとに納付する代わりに，784 ユーロを一括納付することができる。当該手数料の納付期日及び納付期限は，第 6 年度の年金に適用する規定((1)及び(3))に対応するものとする。納付期日後に納付する場合，当該手数料の 20%に相当する割増手数料を納付しなければならない。

- (6) (2)，(4)及び(5)の規定に基づく年金は，該当する実用新案に利害関係を有する者は誰でも納付することができる。

- (7) (2)，(4)及び(5)の規定による年金であって，納付済であるが，納付期日が到来していないものは，納付期日前に実用新案が放棄されたか又はそれ以外の理由で無効となった場合は，その全額を返還する。

第 48 条 手続手数料

(1) 手続手数料は、次の通りとする。

1. 審判請求(第 35 条) 65 ユーロ
2. 無効部が処理する申請 210 ユーロ
3. 上訴(第 37 条) 319 ユーロ
4. 先使用者の権利の登録(第 5 条(5))、生存者間での移転(第 10 条)、ライセンス若しくはライセンス移転の登録、又は第 32 条(1)に規定した前記以外の事項の実用新案登録簿への登録を求める申請 58 ユーロ
5. 紛争に関する注記の登録申請(第 32 条(3)) 23 ユーロ

(2) (1)1. から 5. までに定めた手数料は、審判請求、上訴又は申請の対象である個々の出願及び実用新案について納付しなければならない。

(3) 審判請求手数料((1)1.)は、審判請求が基本的に成功し、かつ、その手続が相手方当事者なしに行われた場合は、返還する。(1)2. 及び 3. に定めた手数料は、無効部が処理する申請若しくは上訴が却下されたか又は聴聞を行うことなく手続が終結させられた場合は、その半額を返還する。(1)4. 及び 5. に定めた手数料は、決定が行われる前に申請が取り下げられた場合は、その半額を返還する。

(4) 公告、認証、登録簿抄本、実用新案証、優先権書類、及び特許庁による証明書についての特別手数料は、命令をもって定めることができる。個別の手数料金額は 23 ユーロを超えないものとするが、それを決定するときは、庁がそれを行う上で必要とする人件費及び物品費を考慮する。手数料が頁数又は葉数によって定まる場合は、1970 年特許法、BGBl.No.259、第 166 条(10)の規定を準用する。

(5) 公告の申請、及び承認された場合に本法に基づく公告がされることになっている申請は、それに係わる手数料が期限内に納付されなかったときは、却下される。

第 49 条 手数料の納付方法

特許庁の管轄範囲内で賦課する手数料の納付及び納付証明の方法は、命令をもって定めるものとし、当該命令においては、特に納付が適時になされたとみなす時期について規定する。命令を制定するときは、一方で、現金以外の利用可能な納付方式、及び他方で、特許庁による確認を簡明かつ経済的にすることの必要性を考慮する。

第 50 条 印紙税

本法に基づいて交付する実用新案証については、印紙税が免除される。それ以外の全ての事項に関しては、印紙税及び直接税に関する規定が本則通り適用される。

VIII 特許協力条約に基づく実用新案出願

第 51 条

(1) 特許条約導入法，BGBl.No.52/1979，第 1 条(6)に定義されている国際出願を基にして実用新案保護が求められた場合は，特許条約導入法第 16 条，第 17 条及び第 20 条から第 23 条までの規定を準用するものとし，かつ，特許条約導入法第 16 条において言及されている 1970 年特許法，BGBl.No.259，第 166 条(1)の規定による出願手数料は，本法第 46 条(1)による出願手数料をもって代替する。

(2) (1)の規定による出願については，特許協力条約，BGBl.No.348/1979，の規定及び(1)において言及した特許条約導入法の規定に加え，本法の規定を適用する。

IX 最終規定

第 52 条

本法において他の連邦法の規定に言及している場合は，その規定は，別段の表示がされている場合を除き，現在有効な規定を適用する。

第 52a 条

本法において使用されている人に関する表示の全てについて，その選択されている形態は，両性に対して有効とする。

第 53 条

(1) 本法は 1994 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 改正後の本法を基にする命令は，改正法の施行についての公布後，何時でも発令することができる。ただし，当該命令は，施行される改正法の規定が発効するまでは，効力を有さないものとする。

(3) 連邦法，BGBl. I No. 175/1988，の条文の内，第 3 条，第 4 条(3)，第 15a 条及びその見出し，第 16 条(2)，第 16a 条，第 16b 条並びに第 17 条(1)，第 28 条(1)2. 及び 3.，第 28 条(3)，第 33 条(1)5.，第 38 条(6)並びに第 52 条及び第 52a 条は，連邦法，BGBl. I No. 175/1988，の公布後第 2 月の初日から施行する。同時に，それまで有効であった条文での第 4 条(3)及び(5)並びに第 28 条(1)2. は失効する。

(4) 連邦法，BGBl. I No. 143/2001，の条文の内，第 46 条(1)から(3)まで，第 47 条(2)，(4)及び(5)，第 48 条(1)及び(4)は，2002 年 1 月 1 日から施行する。

第 54 条

次に掲げるものが本法の施行について責任を有する。

1. 1970 年特許法，BGBl. No. 259，第 24 条(2)に関連する第 4 条(5)について，連邦経済大臣及び連邦国防大臣との合意を条件として，連邦財務大臣

2. 1970 年特許法，第 29 条(4)に関連する第 4 条(5) (補償請求の決定に関する範囲とする。) ，1970 年特許法第 147 条から第 156 条まで，第 160 条，第 161 条及び第 164 条に関連する第 29 条(4)，第 41 条から第 44 条までについて連邦司法大臣

3. 1970 年特許法第 51 条に関連する第 33 条(2)について，連邦政府

4. 1970 年特許法第 57 条(2)に関連する第 33 条(2)について，連邦外務大臣との合意を条件として，連邦経済大臣

5. 1970 年特許法第 126 条に関連する第 33 条(2)について，及び，前記特許法第 74 条(2)及び(3)に関連する第 37 条(4) (裁判官の任命に関する範囲とする。) について，連邦経済大臣及び連邦司法大臣

6. 第 48 条(4)について，連邦財務大臣との合意を条件として，連邦経済大臣

7. 第 50 条について，連邦経済大臣及び連邦財務大臣

8. 本法の他の全ての規定について，連邦経済大臣